

令和8年度第3回庁議付議事項

令和8年7月31日(金)午前10時

【報告事項】

		資料頁
1. 令和8年度指定事務事業の追加指定について	企画総務部 (企画政策課)	P. 2
2. 令和8年度指定事務事業問題点・対応報告書について	企画総務部 (企画政策課)	P. 5
3. 我孫子市中期財政計画(令和8年度～令和10年度)の策定について	財政部 (財政課)	P. 6
4. 我孫子市職員等安否確認・参集メール登録配信要綱の一部改正について	市民生活部 (市民安全課)	P. 13

令和8年度 指定事務事業(48事業)

令和8年7月23日時点

基本目標	整理番号	指 定 事 務 事 業 名	部課名	基本施策名
1 安全・安心	R8-1	布佐排水区の整備	建設部 治水課	1-2 浸水対策の推進
	R8-2	柴崎排水区の整備(柴崎幹線整備事業)	建設部 治水課	1-2 浸水対策の推進
	R8-3	我孫子4丁目緊急浸水対策	建設部 治水課	1-2 浸水対策の推進
	R8-4	湖北消防署の整備・高規格救急自動車の更新整備・水槽付きポンプ自動車の整備	消防本部 総務課・警防課	1-4 消防力の強化
	R8-48	ストックマネジメント事業(大規模下水道管路特別重点調査等事業)	建設部 治水課	1-2 浸水対策の推進
2 健康福祉	R8-5	物価高騰に対する支援金	健康福祉部 社会福祉課	2-1 地域福祉の推進
	R8-6	小児科診療所開業促進事業	健康福祉部 健康づくり支援課	2-2 健康づくりの推進
	R8-7	社会福祉施設整備促進事業	健康福祉部 高齢者支援課	2-3 高齢者福祉の推進
3 子ども・教育	R8-8	湖北小学校屋内運動場再建事業	教育総務部 総務課	3-3 魅力ある学校づくり
	R8-9	小学校屋内運動場への空調設備の設置	教育総務部 総務課	3-3 魅力ある学校づくり
	R8-10	小中学校施設維持管理	教育総務部 総務課	3-3 魅力ある学校づくり
	R8-11	布佐中学校区における義務教育学校の建設	教育総務部 総務課	3-3 魅力ある学校づくり
	R8-12	小中学校給食室空調設置事業	教育総務部 学校教育課	3-3 魅力ある学校づくり
	R8-13	学校給食費の補助	教育総務部 学校教育課	3-3 魅力ある学校づくり
	R8-14	学校給食費の公会計化	教育総務部 学校教育課	3-3 魅力ある学校づくり
	R8-15	いじめ防止対策	教育総務部 指導課	3-3 魅力ある学校づくり
4 産業・観光	R8-16	柴崎地区産業用地整備事業	環境経済部 企業立地推進課	4-1 企業立地の推進
	R8-17	農産物直売所アンテナショップ跡地活用	環境経済部 商業観光課	4-5 交流・関係人口の拡大
	R8-18	手賀沼遊歩道の再整備(護岸工事等)	都市部 公園緑地課	4-5 交流・関係人口の拡大
	R8-19	手賀沼・手賀川の活用	企画総務部 企画政策課	4-5 交流・関係人口の拡大
5 都市基盤・公共交通	R8-20	千葉北西連絡道路	都市部 都市計画課	5-1 適正な土地利用の推進
	R8-21	立地適正化計画策定	都市部 都市計画課	5-1 適正な土地利用の推進
	R8-22	市営住宅の管理運営(市営住宅給排水管等改善事業)	都市部 建築住宅課	5-2 住環境の保全とまちなみの魅力向上
	R8-23	住宅リフォーム補助金	都市部 建築住宅課	5-2 住環境の保全とまちなみの魅力向上
	R8-24	常磐線・成田線の利便性向上	企画総務部 企画政策課	5-3 公共交通の利便性向上
	R8-25	布佐ルート実証運行バス	建設部 交通政策課	5-3 公共交通の利便性向上
	R8-26	布佐平和台地区の路線バスの維持	建設部 交通政策課	5-3 公共交通の利便性向上
	R8-27	駅施設の整備(湖北駅自由通路修繕工事)	建設部 交通政策課	5-3 公共交通の利便性向上

基本目標	整理番号	指 定 事 務 事 業 名	部課名	基本施策名
5 都市基盤・公共交通	R8-28	下ヶ戸・中里線外1線の整備	建設部 道路課	5-4 安全で快適な道路の整備
	R8-29	土谷津地区の整備	建設部 道路課	5-4 安全で快適な道路の整備
	R8-30	市道49-184号線(国道356号と県道我孫子・利根線の接続道路)道路拡幅事業	建設部 道路課	5-4 安全で快適な道路の整備
	R8-31	道路擁壁長寿命化事業	建設部 道路課	5-4 安全で快適な道路の整備
	R8-32	橋梁長寿命化修繕(船戸跨線人道橋)	建設部 道路課	5-4 安全で快適な道路の整備
	R8-33	公園の維持管理(湖北台中央公園トイレ施設改修・手賀沼公園転落防止柵修繕・寿古墳公園法面防護)	都市部 公園緑地課	5-5 利用したくなる公園の整備
	R8-34	下水道事業の健全経営(下水道ストックマネジメント・ウォーターPPP)	建設部 下水道課	5-6 下水道の整備と普及
	R8-35	下ヶ戸地区(西側・北側)の下水道管路整備	建設部 下水道課	5-6 下水道の整備と普及
	R8-36	湖北駅北口(東側・西側)地区下水道管路整備	建設部 下水道課	5-6 下水道の整備と普及
6 環境	R8-37	あびこエコ・プロジェクトの推進	環境経済部 手賀沼課	6-1 地球環境の保全
	R8-38	資源化施設の整備	環境経済部 資源循環推進課	6-1 地球環境の保全
7 学 習 ・ 生 活 ポ ー ル ・ ツ	R8-39	五本松運動広場の整備	生涯学習部 文化・スポーツ課	7-3 スポーツの振興
8 権 共 同 ・ 人 間 国 際 平 和 ・ 交 流	R8-40	平和事業	企画総務部 企画政策課	8-3 平和社会の推進
横 断 的 な 取 組 (協 働 ・ 行 政 運 営 ・ シ テ ィ プ ロ モ ー シ ョ ン)	R8-41	広報電子配信サービス	企画総務部 秘書広報課	市民とともにつくる協働によるまちづくりの推進
	R8-42	ふるさと納税	企画総務部 企画政策課	効率的・効果的な行財政運営の推進
	R8-43	スマート申請の推進	企画総務部 デジタル戦略課	効率的・効果的な行財政運営の推進
	R8-44	標準化移行業務	企画総務部 デジタル戦略課	効率的・効果的な行財政運営の推進
	R8-45	庁舎等の老朽化対策	財政部 資産管理課	効率的・効果的な行財政運営の推進
	R8-46	シティプロモーション(不動産ポータルサイトへの広告掲載、移住PR冊子制作)	企画総務部 秘書広報課	戦略的なシティプロモーション
外 体 系	R8-47	市役所の窓口開庁時間の短縮	企画総務部 人事課	

令和8年度 指定事務事業進行管理表

指定事務事業名： ストックマネジメント事業（大規模下水道管路特別重点調査等事業）

基本施策名： 1－2 浸水対策の推進

担当部課名： 建設部 治水課

1. 事業費

	事業費 (千円)	財源内訳（千円）					過年度繰越分 事業費 (千円)
		国庫支出金	県支出金	地方債	他特定財源	一般財源	
予算額	0	0	0	0	0	0	0
補正後予算額							
決算額							
次年度へ繰越							

2. 当該年度執行計画（目的、時期、対象、方法などの内容を明確に記載）

埼玉県八潮市で発生した、下水道管の破損に起因するとみられる大規模な道路陥没事故を受け、令和7年度に「大規模下水道管路特別重点調査」を実施しました。調査の結果、久寺家幹線及び新宿幹線の一部について緊急度Ⅰと判定されました。 同年度に緊急度Ⅰ判定の一部の管路補修を行いました。依然として新宿幹線において要対策箇所が残存しているため、緊急度Ⅰ判定の残延長について、修繕・改築計画に基づき補修工事を実施します。 大規模下水道管路特別重点調査等事業（新宿幹線補修工事） 該当箇所：つくし野3丁目地先 委託期間：10月～令和9年3月（予定） 事業費：47,000千円（令和8年9月補正を上程予定）
--

指定事務事業問題点・対応報告書

次の指定事務事業について問題が生じたので、問題点とその対応策について報告します。

指定事務事業名： 布佐排水区の整備

基本施策名： 1－2 浸水対策の推進

担当部課名： 建設部 治水課

報告日： 令和8年6月1日

1. 問題点及び問題点が生じた理由等

令和7年度からの2か年継続事業である布佐排水区（7工区）雨水幹線整備工事は、到達立坑周辺埋設物の試掘をしたところ、水道管が当初想定していた位置より深く埋設されていることが判明し、工事に支障をきたす状況となりました。そのため、水道管の切回しや道路管理者との協議に時間を要することから、令和9年2月の完了が困難となりました。

2. 今後の対応策

切回しに必要な協議を速やかに進めます。中東情勢の影響により管材の入手が困難な状況ではありますが、事業全体に遅れが生じないよう努め、令和9年6月の完了を目指します。

我孫子市中期財政計画

令和8年度～令和10年度

我 孫 子 市

令和8年7月

1 計画策定にあたって

景気は、海外経済の動向や国際情勢、物価上昇などの影響を受けることが懸念される一方、雇用・所得環境の改善や賃上げの継続などを背景として、緩やかな回復基調を維持することが期待されています。また、物価については、当面は高めの水準で推移するものの、中長期的には安定的な推移へ向かうことが見込まれています。

こうした経済情勢を背景として、歳入では、市税収入が雇用・所得環境の改善等により緩やかに増加するほか、地方交付税や国・県支出金についても一定の増加を見込んでいます。一方、歳出では、障害者自立支援給付費や児童通所支援給付費、生活保護費などの社会保障関係経費の増加に伴い扶助費が引き続き増加するほか、物価上昇等を背景とした物件費や特別会計への繰出金などの経常的経費についても増加が見込まれ、財政の硬直化が進むことが懸念されます。

また、公共施設等の老朽化対策や、新たなリサイクル施設の整備など、多額の財政需要が見込まれており、これらの事業を着実に推進するためには、将来世代への負担にも十分配慮した計画的な財政運営が重要となります。

今後予定されるリサイクル施設整備などの大規模事業への対応に当たっては、市債を活用することとなりますが、後年度の公債費負担を十分考慮し、計画的かつ適切な規模で借入れを行う必要があります。また、財政調整基金についても、災害等の不測の事態や将来の財政需要に備えるため一定の残高を確保する必要があり、収支不足を基金の取崩しに依存する財政運営を継続することは困難です。

このため、市税等の自主財源の確保や国・県補助金等の積極的な活用を図るとともに、既存事業についても必要性、優先度、費用対効果などの観点から不断の検証を行い、事業の見直しや選択と集中を進めることが重要です。限られた財源を真に必要な施策へ重点的に配分し、歳入・歳出両面から財政収支の均衡に向けた取組を着実に推進していく必要があります。

2 計画期間・会計単位

- (1) 令和8年度から令和10年度までの3か年
- (2) 一般会計

3 中期財政計画における歳入・歳出試算の条件

〔歳入〕

(1) 市税

- ・個人市民税・・・これまでの課税実績や名目GDP成長率、賃金上昇率等の国推計値を踏まえ、均等割・所得割ともに増額を見込む。
- ・法人市民税・・・これまでの課税実績や国予測値を踏まえ、法人税割は緩やかな減額、均等割は微増を見込む。
- ・固定資産税・都市計画税・・・令和9年度の評価替えを反映した地価の上昇や家屋の新規住宅開発等により増額を見込む。
- ・軽自動車税・・・登録台数の増加傾向を反映し増額を見込む。
- ・たばこ税・・・近年のたばこの売上の下降傾向や、段階的な値上げにより買い控え傾向になると予測し、減額を見込む。

(2) 地方譲与税・各種交付金・・・令和8年度の予算額を参考に見込む。

(3) 地方交付税・・・普通交付税は、交付実績をベースに、令和8年度の当初算定において臨時財政対策債償還基金費が含まれたことによる増や、令和9年度に令和7年度分の錯誤額を精算することなどによる減を反映し、令和9年度は60億円、令和10年度は65億8,700万円を見込む。

(4) 地方消費税交付金・・・交付実績や国推計値を踏まえ同額を見込む。

(5) 国・県支出金・・・年々増加傾向にある社会保障関連の歳出に連動し、障害者自立支援費負担金や生活保護費、障害児通所支援給付費等の負担金の増額などを見込む。

(6) 市債・・・臨時財政対策債は、見込まないこととする。

(7) その他・・・繰越金については、毎年度5億円を見込む。

〔歳出〕

- (1) 人件費・・・一般職人件費は、毎年度の採用・退職等による新陳代謝や、定年延長などを考慮し算出した。
- (2) 扶助費・・・扶助費全般にわたり対象者の動向を考慮し算出した。特に、障害者自立支援給付費や生活保護費、児童通所支援給付費の増額を見込む。
- (3) 公債費・・・発行済み市債の元利償還金をベースに、各年度における通常債などの発行予定額の元利償還金を加算して見込む。
- (4) 物件費・・・経常的なものとして各種委託料、使用料、賃借料、消耗品費などを見込む。
- (5) 補助費等・・・令和8年度を基準として、各種負担金、補助金及び交付金などを見込む。
- (6) 繰出金（経常分）・・・介護保険特別会計や国民健康保険事業特別会計などへの繰出金を見込む。
- (7) 普通建設事業費（経常分）・・・道路や排水施設の維持補修等を見込む。
- (8) 予備費・・・毎年1億円を計上する。
- (9) その他・・・維持補修費等については、これまでの実績を参考に見込む。

4 経常収支の見込

(1) 歳入

(単位：千円)

年 度 項 目	基準年度	計画1年度	計画2年度	計画3年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
市 税	18,142,304	18,993,257	19,248,000	19,423,000
地 方 譲 与 税	291,000	279,000	288,000	288,000
利 子 割 交 付 金	18,000	92,000	92,000	92,000
配 当 割 交 付 金	150,000	227,000	227,000	227,000
株式等譲渡所得割交付金	178,000	260,000	360,000	360,000
法人事業税交付金	181,000	186,000	186,000	186,000
ゴルフ場利用税交付金	23,000	24,000	24,000	24,000
自動車取得税交付金	1	0	0	0
自動車税環境性能割交付金	64,000	1	0	0
地 方 特 例 交 付 金	114,000	186,000	186,000	186,000
地 方 交 付 税	5,796,000	6,125,700	6,190,000	6,777,000
地 方 消 費 税 交 付 金	3,147,000	3,394,000	3,394,000	3,394,000
交通安全対策特別交付金	11,000	10,000	10,000	10,000
分担金・負担金・使用料・手数料	1,027,698	1,061,819	1,082,000	1,090,000
国 庫 支 出 金	8,670,293	8,932,500	9,179,000	9,445,000
県 支 出 金	3,638,391	3,807,234	4,220,000	4,405,000
財産収入・寄附金	70,200	101,416	221,000	321,000
諸 収 入	1,160,198	950,106	1,223,000	1,225,000
繰 入 金	403,351	383,149	528,000	123,000
繰 越 金	500,000	500,000	500,000	500,000
臨時財政対策債	0	0	0	0
そ の 他 市 債	38,500	33,700	32,000	32,000
合 計	43,623,936	45,546,882	47,190,000	48,108,000
対前年度伸率 %	3.38	4.41	3.61	1.95

(2) 歳出

(単位：千円)

年 度 項 目	基準年度	計画1年度	計画2年度	計画3年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
人 件 費	9,549,664	10,007,300	9,952,000	9,928,000
扶 助 費	14,197,237	14,913,386	15,381,000	15,896,000
公 債 費	3,122,379	3,235,462	3,413,000	3,400,000
義 務 的 経 費 小 計	26,869,280	28,156,148	28,746,000	29,224,000
物 件 費	8,710,449	9,086,099	10,150,000	10,567,000
維 持 補 修 費	205,760	207,059	209,000	209,000
補 助 費 等	2,486,761	2,482,148	2,604,000	2,690,000
積立金・貸付金・投資・出資金等	397,154	403,272	400,000	400,000
繰 出 金 (経常分)	4,814,027	5,257,303	5,379,000	5,501,000
普通建設事業費 (経常分)	446,734	388,198	394,000	394,000
災害復旧事業費 (経常分)	0	0	0	0
予 備 費	100,000	100,000	100,000	100,000
合 計	44,030,165	46,080,227	47,982,000	49,085,000
対前年度伸率 %	3.87	4.66	4.13	2.30

※ 令和9年度、令和10年度の人件費には、人事院勧告による影響は含んでいません。

5 経常収支及び政策的経費充当可能一般財源

(単位：千円)

区 分	基準年度	計画1年度	計画2年度	計画3年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
経常歳入 ①	43,623,936	45,546,882	47,190,000	48,108,000
経常歳出 ②	44,030,165	46,080,227	47,982,000	49,085,000
経常収支 ①－② ③	△ 406,229	△ 533,345	△ 792,000	△ 977,000

※ 経常収支③が赤字の場合は、財政調整基金から繰入れを行います。

6 中期財政計画における政策的経費と財源内訳

(単位：千円)

区 分	基準年度	計画1年度	計画2年度	計画3年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
政策的経費充当可能一般財源 ①	△ 406,229	△ 533,345	△ 792,000	△ 977,000
政策的財源 ②	5,359,835	5,149,773	2,398,000	3,380,000
国庫支出金	531,535	1,594,030	392,000	796,000
県支出金	137,679	348,388	285,000	8,000
市債	3,181,100	2,212,600	1,420,000	2,365,000
基金繰入金	1,431,712	976,397	65,000	210,000
うち財政調整基金	1,074,771	687,655	0	0
うち減債基金	0	0	0	0
うち目的基金	356,941	288,742	65,000	210,000
その他(負担金・助成金等)	77,809	18,358	236,000	1,000
実施計画等政策的経費 ③	5,359,835	5,149,773	3,167,000	3,675,000
普通建設事業費	3,874,390	2,850,397	1,800,000	3,384,000
その他事業費	1,485,445	2,299,376	1,367,000	291,000
収支 ①＋②－③ ④	△ 406,229	△ 533,345	△ 1,561,000	△ 1,272,000

※ 令和7年度、令和8年度は当初予算額です。

※ 令和7年度、令和8年度の経常的経費の赤字額は、財政調整基金からの繰入れを行っています。

※ 政策的経費のうち、令和9年度・10年度は第3期実施計画に計上された事業です。(事業費が未確定のものは含まれていません。)
収支の均衡を図るために、経常的経費の更なる削減と、政策的経費についても厳しい事業選択を行っていきます。

7 財政指標及び市債・財政調整基金残高の推移と見込

区 分	基準年度	計画1年度	計画2年度	計画3年度	早期健全化 基準
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
経常収支比率	95.3%	97.1%	99.7%	99.1%	
実質赤字比率	—	—	—	—	11.25～15%
連結実質赤字比率	—	—	—	—	16.25～20%
実質公債費比率	2.3%	2.2%	2.5%	2.9%	25%
将来負担比率	—	—	—	—	350%
市債残高(千円)	33,010,763	33,029,018	31,384,786	30,764,018	
財政調整基金残高(千円)	3,663,000	3,296,000	2,306,000	1,986,000	

※ 令和7年度は決算見込み、令和8年度は当初予算をもとに算出・記載しています。

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字のため「—」で表示しています。

※ 財政調整基金残高については、予算を適正かつ効率的に執行したうえで、可能な限り積み立てを行うことを前提とした見込額です。

※ 令和9年度は、令和7年度普通交付税の錯誤額を精算するため、一時的に経常収支比率が高くなります。

【備考】

- ・経常収支比率 人件費や公債費、物件費など経常的に支出される経費の一般財源が、市税などの経常的に収入される一般財源（都市計画税や国県支出金などを除く）に占める割合。100%に近いほど財政の弾力性は無くなります。
- ・実質赤字比率 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標。
- ・連結実質赤字比率 公営企業会計を含む地方公共団体のすべての会計を合算し、全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標。
- ・実質公債費比率 地方公共団体の標準的な税収と地方交付税を合わせた収入に対する、上水道や下水道など公営企業の支払う元利償還金への一般会計からの繰出金等を加えた実質的な元利償還金の割合を示す指標。
- ・将来負担比率 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。
- ・早期健全化基準 財政が悪化し、「財政健全化計画」を策定し実施しなければならない基準。なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率の「早期健全化基準」は市の財政規模に応じ、表の範囲で変動します。

我孫子市職員等安否確認・参集メール登録配信要綱の一部を改正する
訓令

我孫子市職員等安否確認・参集メール登録配信要綱（平成25年訓令第17号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>我孫子市職員等安否確認・参集システム登録配信要綱</u> （趣旨） 第 1 条 この要綱は、災害等が発生した場合の緊急時における職員の安否確認及び参集を速やかに実施するため、<u>我孫子市職員等安否確認・参集システム</u>（以下「<u>安否確認・参集システム</u>」という。）の登録及び配信に関し、必要な事項を定めるものとする。 （配信方法） 第 2 条 <u>安否確認・参集システム</u>は、次条各号に掲げる部署に設置してあるパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）から入力した情報を、<u>安否確認・参集システム</u>の利用の登録をした者の携帯電話に配信するものとする。 （配信部署）	<u>我孫子市職員等安否確認・参集メール登録配信要綱</u> （趣旨） 第 1 条 この要綱は、災害等が発生した場合の緊急時における職員の安否確認及び参集を速やかに実施するため、<u>我孫子市職員等安否確認・参集メール</u>（以下「<u>安否確認・参集メール</u>」という。）の登録及び配信に関し、必要な事項を定めるものとする。 （配信方法） 第 2 条 <u>安否確認・参集メール</u>は、次条各号に掲げる部署に設置してあるパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）から入力した情報を、<u>市と委託契約を締結した事業者が設置する専用システム（以下「配信装置」という。）を介して、安否確認・参集メール</u>の利用の登録をした者の携帯電話に配信するものとする。 （配信部署）

第 3 条 安否確認・参集システムによ

る情報の配信は、我孫子市地域防災計画（以下「防災計画」という。）で定める災害、訓練その他特に配信する必要があると市長が認めたときに、次に掲げる部署に属する職員がパソコンから行うものとする。

(1)から(3)まで 略

(配信情報)

第 4 条 安否確認・参集システムによ

り配信する災害等の情報は、防災計画で定める災害、訓練その他特に配信する必要があると市長が認める情報とする。

(登録者)

第 5 条 安否確認・参集システムの登

録者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)から(6)まで 略

(利用の登録)

第 6 条 前条各号に掲げる者は、携帯

第 3 条 安否確認・参集メールの配信

は、我孫子市地域防災計画（以下「防災計画」という。）で定める災害、訓練その他特に配信する必要があると市長が認めたときに、次に掲げる部署に属する職員がパソコンから行うものとする。

(1)から(3)まで 略

(配信情報)

第 4 条 安否確認・参集メールにより

配信する災害等の情報は、防災計画で定める災害、訓練その他特に配信する必要があると市長が認める情報とする。

(認証情報の管理)

第 5 条 配信装置を利用する場合の

認証を受けるために必要な情報の管理は、市民安全課長が行うものとする。

2 市民安全課長は、前項の情報を適

正に管理しなければならない。

(受信者)

第 6 条 安否確認・参集メールの登録

者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)から(6)まで 略

(利用の登録)

第 7 条 前条各号に掲げる者は、携帯

電話により速やかに安否確認・参集システムの登録をしなければならない。ただし、当該登録をすることができないことについて正当な理由がある場合において、市長にその旨を届け出て、その承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定による届出は、我孫子市職員等安否確認・参集システム登録免除届出書（別記様式）によるものとする。
- （登録の抹消）

第 7 条 市民安全課長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、安否確認・参集システムから登録情報を抹消するものとする。

- (1) 第 5 条各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 略
- （回答）

第 8 条 登録者は、安否確認・参集システムによる情報を受信したときは、速やかに回答しなければならない。

（費用負担）

第 9 条 安否確認・参集システムによる情報の配信に要する費用は市が、受信に係る費用は登録者が、負担するものとする。

電話により速やかに安否確認・参集メールの登録をしなければならない。ただし、当該登録をすることができないことについて正当な理由がある場合において、市長にその旨を届け出て、その承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定による届出は、我孫子市職員等安否確認・参集メール登録免除届出書（別記様式）によるものとする。
- （登録の抹消）

第 8 条 市民安全課長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、配信装置から登録情報を抹消するものとする。

- (1) 第 6 条各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 略
- （回答）

第 9 条 登録者は、安否確認・参集メールを受信したときは、速やかに回答しなければならない。

（費用負担）

第 10 条 配信装置の設置及び安否確認・参集メールの配信に要する費用は市が、受信に係る費用は登録者が、負担するものとする。

(補則)	(補則)
第10条 この要綱に定めるもののほか、 <u>安否確認・参集システム</u> の登録及び配信に関し必要な事項は、市長が別に定める。	第11条 この要綱に定めるもののほか、 <u>安否確認・参集メール</u> の登録及び配信に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別記様式中「第7条関係」を「第6条関係」に、「我孫子市職員等安否確認・参集メール登録免除届出書」を「我孫子市職員等安否確認・参集システム登録免除届出書」に、「我孫子市職員等安否確認・参集メールの」を「我孫子市職員等安否確認・参集システムの」に、「メール配信機能等」を「受信機能等」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年7月1日から施行する。